

2020年3月2日

各位

会社名 株式会社 フルッタフルッタ  
代表者名 代表取締役社長執行役員 CEO 長澤 誠  
(コード番号 2586 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役執行役員 徳島 一孝  
TEL. 03-6272-3190

A種種類株式並びに第8回及び第9回新株予約権の発行  
(債務超過解消に向けた取組み)

当社は、2020年3月2日の当社取締役会において、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム、以下「EVO FUND」又は「割当予定先」といいます。)を割当予定先とする第三者割当によるA種種類株式(以下「本種類株式」といいます。)及び第8回及び第9回新株予約権(以下、総称して「本新株予約権」といいます。)の発行並びに本種類株式及び本新株予約権に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を割当予定先との間で締結することを決議しました(以下、本種類株式及び本新株予約権の発行並びに本買取契約の締結を総称して「本件取組み」といいます。)。本件取組みは、資金調達を目的とせず、債務超過の解消を目的とした施策であり、普通株式に係る希薄化を伴わないため、通常の資金調達のための第三者割当とは性質が大きく異なります。

1. 本件取組みの概要

本件取組みでは、A種種類株式の発行及びA種種類株式を目的とする2種類の新株予約権を発行し、債務超過の解消を目指します。当社の2020年3月期第3四半期末の債務超過額は1,065,689千円となっており、本日別途開示しております「業績予想の公表に関するお知らせ」を踏まえ、2020年3月期末の債務超過額は約12億円と予想しております。

本件取組みの大枠は以下に記載のとおりです。

① A種種類株式の発行

A種種類株式の発行に際しては、割当予定先が金融機関から取得した当社に対する金銭債権約5億円が出資され(以下「DES」といいます。)、これにより負債が資本となり、出資される債権の金額分、債務超過が解消されます。

② 本新株予約権の行使

上記①により債務は一定程度減少しますが、2020年3月期末の債務超過見込額を前提とすると、債務超過状態の解消には十分ではなく、約7億円不足となる見込みです。かかる不足分は、下記の第8回及び第9回の新株予約権の行使により補われます。2種類の本新株予約権の内容は、行使に際して出資される財産の内容を除いては同様であり、いずれか単独の行使によっても債務超過解消を可能としておくために行使価額の総額はそれぞれ約12.5億円とされておりますが、債務超過の解消に必要な範囲で、下記の割当予定先の意向のとおり第9回、第8回の順で優先順位を付けて行使されることが予定されており、全てについて行使されることは予定されておられません。

なお、2019年12月13日付の「第三者割当による第7回新株予約権発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、当社の第7回新株予約権(行使価額の総額288,760千円)が、2020年1月14日付で割当予定先に発行されており、現在までに割当数57,752個のうち15,000個(行使価額の総額75,000千円)が行使されています。2020年3月末までに第7回新株予約権の行使がさらに進んだ場合には、その行使分だけ、債務超過の解消に必要な本新株予約権の行使数量は少なくなります。

(1) 第8回新株予約権

行使されるとA種種類株式が発行され、その対価として金銭が払い込まれます。払い込まれた金額分、債務超過が解消します。

(2) 第9回新株予約権

行使されるとA種種類株式が発行され、その対価として割当予定先が保有する株式会社 REVOLUTION（東証2部上場、証券コード：8894）の株式（以下「REVOLUTION 株式」といいます。）が現物出資されます。当社は、現物出資された REVOLUTION 株式を保有することとなりますが、本年3月31日時点における REVOLUTION 株式の時価相当分、債務超過が解消します。

上記2種類の新株予約権のいずれを行使するかは割当予定先の裁量によりますが、割当予定先の意向は次のとおりであり、かかる行使により、2020年3月期末時点での債務超過の解消を企図しています。

- 基本的に、DESによる債務超過解消で不足する金額については、上場株式である REVOLUTION 株式を現物出資財産とする第9回新株予約権を行使することを想定していること。
- 第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容であるが、仮に現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していないこと。

本新株予約権について、割当予定先の行使の意向は上記のとおりであり、2020年3月末までにおける行使の状況については別途開示を行います。

なお、2020年4月以降も柔軟な資本政策の検討可能性を確保するために、本新株予約権の行使価額の総額はそれぞれ約12.5億円とされているとともに、本新株予約権の行使期間は5年間とされております。現在、2020年3月末の債務超過の解消以外に具体的な行使予定はございませんが、新たな目的のために本新株予約権が用いられる場合には、その時点で改めて開示を行います。

各証券に係る発行の概要については、下記をご参照下さい。

< A種種類株式の発行の概要 >

(1) 払込期日	2020年3月17日
(2) 発行株式数	A種種類株式2,571株
(3) 発行価額	A種類株式1株当たり193,000円
(4) 発行価額の総額	496,203,000円 全額現物出資（DES）の方法によります。
(5) 出資の目的とする財産の内容及び価額	出資の目的とする財産は、割当予定先が当社に対して有する以下の貸付金債権のうち元本総額である496,205,000円に相当する債権です（※1）。 債権の表示：2012年8月29日付特殊当座貸越契約書（その後の変更を含む。）に基づく貸付金債権 元 本：総額496,205,000円 返済期日：2019年11月30日（※2） 利 息：年利1.475% 弁済方法：期日一括弁済 出資される債権の価額は、債権の額面金額と同額となります。

	<p>※1 本日付の「債権者の異動に関するお知らせ」のとおり、債権譲渡により割当予定先が債権を取得しております。</p> <p>※2 2020年3月末までを期限として利払いのみの支払猶予を受けております。</p>
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) その他	本種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されていません。また、金銭を対価とする取得請求権が付されております。詳細は別紙1「A種種類株式発行要項」をご参照ください。上記各号については、本買取契約を締結する予定です。

<本新株予約権の発行の概要>

(1) 割当日	2020年3月17日
(2) 新株予約権の総数	12,952個（新株予約権1個につきA種種類株式1株） <内訳> 第8回新株予約権：6,476個 第9回新株予約権：6,476個
(3) 発行価額	第8回新株予約権1個当たり35円 第9回新株予約権1個当たり152円
(4) 発行価額の総額	総額1,211,012円 <内訳> 第8回新株予約権：226,660円 第9回新株予約権：984,352円
(5) 出資の目的とする財産の内容及び価額	<p>&lt;第8回新株予約権&gt;</p> <p>新株予約権の行使に際しては金銭が出資され、新株予約権の行使に際して当社がA種種類株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額は193,000円となります。</p> <p>&lt;第9回新株予約権&gt;</p> <p>新株予約権の行使に際してはREVOLUTION株式が出資され、新株予約権の行使に際して当社がA種種類株式を交付する場合において出資されるREVOLUTION株式の数は、以下の算式によって算出されます。</p> <p>同時に行使された新株予約権の個数×193,000円÷REVOLUTION株式終値（1株未満端数切上げ）</p>

	<p>上記算式において、「REVOLUTION 株式終値」とは、新株予約権行使日の東京証券取引所における REVOLUTION 株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）をいいます。</p> <p>※1 REVOLUTION 株式については、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを本買取契約において合意する予定です。</p> <p>※2 第9回新株予約権の出資の目的となる財産を REVOLUTION 株式とすることは、割当予定先からの提案であり、当社は、債務超過解消の目的でかかる提案を受諾しております。事業上の効果等は目的としておらず、株式会社 REVOLUTION との間で業務提携を行う予定はありません。</p> <p>※3 当社は、割当予定先との間で REVOLUTION 株式に係る議決権の共同行使を合意する予定はありません。</p>
(6) 当該発行による潜在株式数	<p>A種種類株式 12,952 株</p> <p>&lt;内訳&gt;</p> <p>第8回新株予約権：6,476 株</p> <p>第9回新株予約権：6,476 株</p>
(7) 資金調達の額	<p>第8回新株予約権：「1. 本件取組みの概要」に記載のとおり、資金調達を目的とするものではなく、債務超過解消に足りない金額が生じた場合に調整的に払い込むための行使を想定しております。</p> <p>第9回新株予約権：行使による金銭の払込みはありません。</p>
(8) 行使価額	<p>いずれの新株予約権についても、1株当たり 193,000 円分の財産が出資されます。</p>
(9) 募集又は割当て方法	<p>第三者割当による</p>
(10) 割当予定先	<p>EVO FUND</p>
(10) その他	<p>本新株予約権の目的である本種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付されていません。また、金銭を対価とする取得請求権が付されております。詳細は別紙1「A種種類株式発行要項」をご参照ください。上記各号については、本買取契約を締結する予定です。</p>

(注1) 現物出資の対象となる財産（以下「現物出資財産」といいます。）の価額については、会社法の規定により原則として検査役による調査が義務付けられていますが（会社法第207条第1項及び第284条第1項）、かかる検査役調査の例外の一つとして、現物出資財産を給

付する募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合及び行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の10分の1を超えない場合には、当該募集株式の引受人又は新株予約権者が給付する現物出資財産の価額については検査役による調査は不要とされております(会社法第207条第9項第1号及び第284条第9項第1号)。本種類株式について現物出資により割り当てる株式の総数は2,571株、第9回新株予約権の行使により交付される株式は最大6,476株であり、当社発行済株式総数(本日現在の当社発行済株式総数3,449,629株)の10分の1を超えないことから、本種類株式の募集及び第9回新株予約権の行使における現物出資財産の価額について検査役調査は不要となります。

(注2) REVOLUTION 株式(第9回新株予約権の現物出資財産)の発行会社である株式会社 REVOLUTION(東証2部上場、証券コード:8894)の概要は以下のとおりです。

(2019年10月31日現在)

① 名 称	REVOLUTION 株式会社
② 所 在 地	山口県下関市細江町二丁目2番1号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡本 貴文
④ 事 業 内 容	不動産分譲事業、不動産賃貸管理事業
⑤ 資 本 金	500,000 千円
⑥ 設 立 年 月 日	1986年3月28日
⑦ 大株主及び持株比率	<p>CREDITSUISSEAG, DUBLINBRANCHPRIME CLIENT ASSET EQUITYACCOUNT (常任代理人 クレディ・スイス証券株式会社) 29.88%</p> <p>EVO FUND 25.72%</p> <p>BNP PARIBAS LONDON BRANCH FORPRIME BROKERAGE CLEARANCE ACCFORTHIRDPARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 4.12%</p> <p>日本証券金融株式会社 2.51%</p> <p>CREDIT SUISSE AG SINGAPORETRUST A/C CLIENTS－RESIDENTTOKYO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) 1.93%</p> <p>MAJORLERCHLP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社) 1.31%</p> <p>FIDELITYCANADACUSTODY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 0.67%</p> <p>仲西智新 0.66%</p> <p>JPLLC CLIENT SAFEKEEPINGACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店) 0.62%</p> <p>TOMODACHIINVESTMENTLP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社) 0.54%</p>

⑧ 当社と当該会社との関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑨ 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円。特記しているものを除く。)			
決算期 (※1)	2017年10月期	2018年10月期	2019年10月期
純資産	70,268	71,197	930,286
総資産	1,920,816	1,821,039	1,840,931
1株当たり純資産(円)	0.95	0.97	4.90
売上高	556,540	863,189	827,971
営業利益又は営業損失(△)	△27,436	26,578	18,343
経常利益又は経常損失(△)	△39,684	4,640	△16,863
当期純利益又は当期純損失(△)	△1,033,641	4,647	△55,185
1株当たり純利益又は純損失(△)(円)	△14.03	0.06	△0.43
1株当たり配当額(円)	—	—	—

※1 2017年5月26日開催の第31回定時株主総会決議により、決算期が2月末日から10月末日に変更されているため、2017年10月期は2017年3月1日から2017年10月31日の8ヶ月間となっております。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 本件取組みの目的及び理由

当社は、大手アマゾンフルーツのサプライヤーであるブラジル連邦共和国パラ州のトメアス総合農業協同組合(以下「CAMTA」といいます。)との日本における輸入独占契約締結を機に、2002年11月に、アマゾンフルーツ冷凍パルプを輸入し、加工販売することを目的として設立されました。以降、当社は、「健康・本物」を基本に据えて、主力商品であるアサイーを中心に、まさに天然のサプリメントといえるアマゾンスーパーフルーツをわが国に普及、拡大すべく事業を展開してまいりました。また、当社の取り扱うアマゾンフルーツ原料の一部は、アグロフォレストリーという農法により生産されたものであり、従来のモノカルチャー(単一栽培)とは異なり多様な作物が栽培され、環境により配慮された持続性(サステナビリティ)の高い経済活動の展開に貢献することができます。当社は、『自然と共に生きる』を創業当時より企業理念とし、地球温暖化対策に貢献するべく、“経済が環境を復元させる事業モデルの構築～グリーンエコノミーの実現～”を企業コンセプトとして推し進めております。

(注) アグロフォレストリーとは、一般的な単一栽培ではなく、荒廃した土地に様々な種類の樹木や果樹を植え、草原が遷移して森になる自然のシステムを模倣するように農場を構成していく農法(生産システム)です。世界では東南アジア、中南米、アフリカなどで多くの事例があり、それらの多くは伝統農法として地域に根付いています。その中でも、大手アマゾンフルーツのサプライヤーであるCAMTAが実践しているアグロフォレストリーは、商業的に成り立っている数少ない成功例であり、持続可能な農業として世界から注目されています。

一方で、食品業界におきましては、原材料価格高騰による商品の値上げや消費者の節約志向による慎重な購買姿勢が継続しており、特に当社の主力事業であるアサイー市場につきましては、

一過性であったアサイーブームの市場の回復が想定以上に遅くなっております。そのような環境下において、当社では、消費者への訴求が出来ていないこともあり、第14期(2016年3月期)から第16期(2018年3月期)まで継続して売上高が減少し、同期間において営業損失を計上しております。第17期(2019年3月期)においては、当社が抱えるアサイーを主とする原材料在庫の消化が計画を大きく下振れる中、原材料の将来の消化見込みについて検討した結果、原材料の賞味期間内での販売ができない見込みとなり、賞味期間内に販売できない見込みである原材料在庫の評価損を375,000千円程度計上することとなりました。この結果、売上高は1,221,914千円(前期比116,962千円の増収)となったものの、営業損失は751,507千円(前期比214,337千円減益)となり、当期純損失は795,782千円(前期比209,494千円減益)を計上し、第17期(2019年3月期)末において、771,661千円の債務超過となりました。

かかる状況の改善及び解消を図るため、当社は、第18期(2020年3月期)において、以下の対応策を講じてまいりました。具体的には、まず、当社は、アサイー等のさらなる栄養価の確保及び賞味期限切れ廃棄リスク削減のために、熱殺菌ではなく、高圧殺菌であるHPP製法を採用するのみならず、容器に関しても従来のカート缶(紙パック)の販売を終了し、新たに、冷凍に耐えうる容器を使用した冷凍チルド商品への販売に変更し、チルドから冷凍チルド品へシフトさせることで、注文を受けた時点で解凍し販売するシステムに変更致しました。これにより、賞味期限切れによる廃棄リスクを低減いたしました。

また、アサイーの機能性研究で判明した「造血機能」をキーワードに研究発表会の開催をはじめ、商品販売活動においても、量販店での陳列棚に説明書きを添付する等の啓蒙で購買動機に繋がる施策も進めてまいりました。

そのほか、(i)通販事業において、定期顧客数を伸ばす施策を進めること、(ii)台湾その他のアジア地域への事業展開により、アサイーやアマゾンフルーツ等の原材料の販売拡大につなげること、(iii)機能性分析について、大学や企業との共同研究を続け、R&D等を含めた新たなニーズの掘り起こしにつなげること、(iv)アグロフォレストリー産物とその派生品(ブラジルナッツ)等の需要に対しても対応できるよう、生産の確保と安定供給の施策に取り組むことなどの対応策を講じるとともに、事業組織の見直し、販促費や賞味期限切れ商品の廃棄の削減による利益体質への転換等の財務基盤の安定化に向けた取組みを進めてまいりました。

しかしながら、これらの対応策を講じたものの、一方で、賞味期間切れが発生するリスクが大きい一般量販店卸の販売を一時的に停止するなどしたため、量販店売上高が前年同期と比較してさらに減少したこと、メーカーへの原材料販売や外食チェーンへの販売の新規開拓が進まなかったこと、直営店舗の一部を閉店したこと等が要因となり、売上高の回復には至らず、当社における第18期(2020年3月期)第3四半期累計期間の売上高は759,936千円、営業損失は275,692千円、四半期純損失は290,276千円、債務超過額は1,065,689千円となっております。

これらの状況により、当社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。また、当社は、第17期(2019年3月期)において、有価証券上場規程第604条の2第1項第3号(関連規則は同601条第1項第5号)(債務超過)に該当するため、本日現在、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄となっております。

そのため、本件取組みは、2020年3月末までに債務超過を解消し、上場廃止を回避することを目的としております。

当社は、本件取組みに先立ち、2019年12月13日付の「第三者割当による第7回新株予約権発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、EVOLUTION FINACIAL GROUPのマイケル・ラーチ氏より、アレンジャー業務を行うEVOLUTION JAPAN証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン。以下「EVOLUTION JAPAN証券」といいます。)を通じて、EVO FUNDを割当先とする第7回新株予約権の発行及びその行使による資金調達の提案、及び、当社の債務削減のための施策(債権者が債権を譲渡し、譲渡先による現物出資による種類株式の引受け(DES)等)に関して、EVO FUND又はその関連会社が譲渡先として債権を買取る可能性なども含めて、当社の資本増強による債務超過の解消を目指すという資本増強プランを提案いただき、当面の運転資金を確保するため、EVO FUNDを割当先として、第三者割当による第7回新株予約権(行使価額の総額288,760千円)の発行を行いました。なお、2020年1月14日付でEVO FUNDに割当てた当社第7回新株予約権は現在までに割当数57,752個のうち15,000個(行使価額の総額75,000千円)が行使されております。

上記第7回新株予約権の発行後、本日付の「債権者の異動に関するお知らせ」のとおり、当社に対する貸付金債権を債権譲渡により EVO FUND が取得しておりますが、当社は、EVO FUND より、2020年2月中旬、当該債権譲渡の予定があることを前提に、当該譲受債権の現物出資による本種類株式の引受け（DES）の提案を受けました。具体的には、当該債権の元本全額である496,205,000円を現物出資頂くことにより、本種類株式を発行することを内容とするものです。上記のとおり、EVO FUND からは、第7回新株予約権の発行に先立ち、当社の債務削減策（債権者が債権を譲渡し、譲渡先の現物出資による種類株式の引受け（DES））に関して、EVO FUND 又はその関連会社が譲渡先として債権者から債権を買取る可能性を含めた資本増強プランをご提案いただいていたところ、当社に対する一部の貸付金債権を EVO FUND が債権譲渡で取得したことによって、これが具体化されたものです。

しかしながら、当該発行のみでは当社の債務超過を解消することができないため、割当予定先からは、更なる資本増強を可能とするため、併せて、2種類の本新株予約権を引受けけることを内容とする提案を受けました。

すなわち、割当予定先からは、当社の財務状況及び議決権を持たない本種類株式を引き受けることに鑑みると、金銭出資のみにより債務超過解消のために十分な額の出資をすることは困難であるものの、上場株式の現物出資であれば可能であるため、かかる現物出資を前提として第9回新株予約権を引受けたい旨の提案を受けました。当社は、債務超過解消という目的においては、金銭が出資される場合と大きな経済的な差異はないものと考えており、かかる目的のためには割当予定先が出資しやすい現物出資財産による新株予約権を発行することは合理的であると判断し、第9回新株予約権を発行することといたしました。

また、第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容ですが、仮に現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していません。

以上のとおり、これら2種類の新株予約権は、いずれか単独の行使によっても債務超過解消を可能としておくために行使価額の総額はそれぞれ約12.5億円とされておりますが、資金調達目的ではなく、債務超過の解消に必要な範囲で優先順位を付けて行使されることが予定されており、全てについて行使されることは予定されておられません。

DESにより発行されるとともに、本新株予約権の目的となっている本種類株式の概要は下記のとおりです。詳細につきましては、別紙1「A種類株式発行要項」に記載のとおりです。

(本種類株式の概要)

(1)	剰余金の配当順位	普通株式に対して優先する
(2)	議決権	なし
(3)	普通株式を対価とする取得請求権	なし
(4)	金銭を対価とする取得請求権	2022年1月10日以降、大要、(i)本種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii)本種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得請求可能
(5)	金銭による取得条項	2021年1月10日以降、大要、(i)本種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる金額並びに(ii)本種類株式1株当たりの累積未払配当金にて、取得可能
(6)	残余財産の分配順位	普通株式に対して優先する

(2) 本件取組みの選択理由

当社は、下記「(3) 本件取組みの特徴」に記載の本件取組みの特徴と「(4) 他の資金調達方法」を検討した結果、本件取組みが、当社の債務超過解消を充たす最良の選択であると判断いたしました。

(3) 本件取組みの特徴



本件取組みは、資金調達を目的としておらず、当社の資本拡充による債務超過解消を目的としています。

主な特徴は、下記のとおりです。

① 議決権の希薄化を伴わないこと

本件取組みにより発行される本種類株式は、議決権を持たず、普通株式を対価とする取得請求権や取得条項も付されていないため、議決権の希薄化が生じません。

② DESによる債務の削減

DESにより496,205,000円の債務が資本に転換されることにより、当社の債務削減につながります。

③ 債務超過解消を目的とした手段であること

DESによる債務超過解消で不足する金額については、第9回新株予約権の行使によりREVOLUTION株式が出資されることが企図されており、仮にこれらの現物出資だけでは債務超過解消ができない状況が生じた場合には第8回新株予約権の行使による金銭出資によって債務超過を解消することも可能な建付けとされており、当社が目的としている債務超過解消のために有効な手段となります。

④ 資金調達を目的としていないこと

割当予定先は、DES及び第9回新株予約権の行使を通じ、現物出資による債務超過解消を基本的に企図しており、かかる債務超過解消が可能な場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定されておらず、資金調達を目的としておりません。

(4) 他の資金調達方法

当社は、以下のとおり、他の資金調達方法は、当社の債務超過解消の目的を達成する方法として適当ではなく、又は実現性は少ないものと考えられます。

① 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、当社の債務超過解消の目的に沿わないものと考えられます。

② 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、株式の需給状況も直ちに悪化するため、株価に対する直接的な影響が大きいこと、当社の財務状況等を勘案すると公募増資を引き受ける証券会社が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような証券会社が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、2020年3月末までの債務超過解消の手段として実現性が乏しいと考えられます。

③ 新株式の第三者割当増資

当社の現在の発行可能株式数は7,798,516株であり、発行済株式数及び潜在株式数を合計すると7,775,929株であり、現時点において発行可能な株式数は22,587株のみであること、当社は2020年1月14日に第7回新株予約権（潜在株式数5,775,200株）を発行しているところ、上場会社が第三者割当を行う場合において、希薄化率（第三者割当が短期間（6か月を目安）に複数回実施される場合には、これらの第三者割当が一体とみなされて希薄化率が算出される。）が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、その上場を廃止することとされていることから（有価証券上場規程601条第1項第17号、施行規則第601条第14項第6号）、普通株式を発行することで債務超過を解消することは実現性が乏しいと考えられます。

④ 社債

社債による資金調達は、調達金額が全額負債となるため、当社の債務超過解消の目的に沿わないものと考えております。

⑤ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社

が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、まだ成熟が進んでいない段階にあり、また、当社の財務状況等を勘案すると引き受ける金融取引業者が現実的に存在するかが不確実であり、仮にそのような金融取引業者が存在する場合でも引受審査に相当の時間を要するとともに引受手数料等のコストが増大するおそれもあると考えられることから、2020年3月末までの債務超過解消の手段として実現性が乏しいと考えられます。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施する事ができません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

本種類株式の発行は、DESにより行われるため、金銭の払込はなく、また、第9回新株予約権の行使もREVOLUTION株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。第8回新株予約権は、前述のとおり、現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）だけでは債務超過解消に足りない金額が生じた場合に、債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資によって債務超過が解消できる場合には、金銭の払込みによる行使は想定されておりません。したがって、差引手取概算額について該当事項はありませんが、仮に第8回新株予約権が行使された場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」のとおり、払い込まれた金銭は運転資金に充当します。

① 払込金額の総額	－円
② 発行諸費用の概算額	11,500,000円
③ 差引手取概算額	－円

(注) 発行諸費用の概算額は、登記費用（登録免許税含む）5,000,000円、弁護士費用（TMI 総合法律事務所）5,000,000円、本種類株式及び本新株予約権の算定費用（株式会社赤坂国際会計）1,000,000円、その他費用等（株式会社プロネクサス、東京証券代行株式会社）500,000円の合計額11,500,000円を想定しております。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

本種類株式の発行は、DESにより行われるため、調達する資金はなく、また、第9回新株予約権の行使もREVOLUTION株式の現物出資により行われるため、行使により払い込まれる金銭はありません。なお、第9回新株予約権の現物出資財産であるREVOLUTION株式については、本買取契約において、割当予定先の事前の承諾を受けることなく売却等しないことを合意する予定であるため、原則、継続して保有する予定となります。

第8回新株予約権は、前述のとおり、DES及び第9回新株予約権の行使によって債務超過が解消できる場合には、金銭の払込みによる行使は想定されておりません。仮に第8回新株予約権が行使された場合には、第7回新株予約権の資金使途の一部が運転資金（179百万円、支出予定時期2020年1月～2021年1月）とされているものの、当該調達資金によって当該支出予定時期の運転資金が全て賄われる見込みではないことから、払い込まれた金銭についても運転資金に充当します。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

本件取組みは、現物出資（DES及び第9回新株予約権の行使）による債務超過の解消を企図しており、かかる債務超過解消が可能な場合には、金銭による払込みは想定されておりません。仮に第8回新株予約権が行使された場合には、払い込まれた金銭は運転資金に充当することとなり、運転資金を確保することで事業継続が可能となることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠

#### ①本種類株式

当社は、本種類株式の発行要項に定められた諸条件を考慮した本種類株式の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、一定の条件（本種類株式に係る優先配当金、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求条項、無リスク利率（▲0.1%）、当社のクレジットスプレッド（5.1%～11.1%）、本種類株式に係る優先配当が実施されること、当社による金銭を対価とする取得は実施されず2022年1月10日以降割当予定先が金銭を対価とする取得請求を実施すること、等）を考慮したうえで社債型種類株式の評価において一般的な価格算定モデルを用いて本種類株式の評価を実施しています。

当該算定機関は公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、社債型種類株式の評価額の算定手法として一般的に用いられている手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、本種類株式1株あたりの払込金額である193,000円は、当該算定機関の算定結果である評価額レンジ（1株につき182,501円～202,976円）の範囲内で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本種類株式の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、上記第三者算定機関による算定結果に照らし、本種類株式の発行価額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見をj得ております。

#### ②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価についても同じ第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、一定の条件（本種類株式の価額（193,000円）、本種類株式に係る優先配当金、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求条項、本種類株式のボラティリティ（無リスク利率等の変動状況から算定したヒストリカルボラティリティである0.3%）、無リスク利率（▲0.1%）、割当予定先が2020年3月末までに当社の債務超過見込額を解消するよう本新株予約権を行使すること、本新株予約権の行使にあたって第9回新株予約権の権利行使を第8回新株予約権に優先すること、債務超過解消後の本新株予約権の権利行使が想定されていないことから各本新株予約権の予想残存期間は同一であること、等）を考慮したうえで評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の行使にあたって第9回新株予約権の権利行使が第8回新株予約権に優先されるため第8回新株予約権が行使される可能性が相対的に低く見積もられていることを含む上記前提条件を基に算定した評価額（第8回新株予約権につき35円、第9回新株予約権につき152円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額（第8回新株予約権につき35円、第9回新株予約権につき152円）とし、本新株予約権の行使価額は本種類株式の発行価額と同額の193,000円としました。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。また、本新株予約権の行使価額は本種類株式の発行価額と同額であり、か

つ当該条件は本新株予約権の発行価額に織り込まれていることから、本新株予約権の発行価額は特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、上記第三者算定機関による算定結果に照らし、本新株予約権の発行価額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件取組みの目的は、当社の債務超過解消により上場廃止を回避することであり、既存株主の皆様にも資するものと考えており、本種類株式の発行（DES）及び本新株予約権は債務超過解消の手段として合理的であり、本種類株式の発行価額は上記「(1) 発行価額の算定根拠」のとおり適正かつ妥当な価額であり、各本新株予約権の行使価額も当該発行価額と同額であること、各本新株予約権はいずれか単独によっても債務超過解消を可能としておくことが目的に照らし適切であることから、本件取組みにおける発行数量の規模は合理的であると判断しております。

また、本種類株式には議決権がなく、かつ、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておられません。したがって、本件取組みにより本種類株式が発行されることにより、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じることはないため、本件取組みにより生じ得る希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)	
(2) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands	
(3) 設 立 根 拠	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組 成 目 的	投資目的	
(5) 組 成 日	2006年12月	
(6) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル 純資産：約33.6百万米ドル	
(7) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	払込資本金：マイケル・ラーチ 約50% EVOLUTION JAPAN 株式会社 約50% (上記合計は100%であり、EVOLUTION JAPAN 株式会社の最終受益者はマイケル・ラーチ100%です。) 純資産：自己資本 100%	
(8) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 マイケル・ラーチ 代表取締役 リチャード・チゾム	
(9) 国内代理人の概要	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン	
(10) 上 場 会 社 と 当 該 フ ァ ン ド の 関 係	上場会社と当該ファンドとの関係	第7回新株予約権を割り当てております。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要の欄は、特記する事項を除き、2019年12月31日現在におけるものです。

※当社は、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社により紹介された割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、当社は、2019年12月13日付の「第三者割当による第7回新株予約権発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 TMR（東京都千代田区神田錦3-15 代表取締役社長 高橋新治）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しており、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、当該割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の2019年11月19日付けの報告書を受領しております。以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先等が反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東証に提出しております。

## （2）割当予定先を選定した理由

当社は、2018年6月末以降、継続的に債務超過の状態であり、上場廃止の猶予期間に入っているため、喫緊で財務体質の改善が必要な状況にあります。

当社は、監査法人アリアの統括代表社員茂木秀俊氏より紹介を受けた EVOLUTION FINACIAL GROUP のマイケル・ラーチ氏より、2019年9月中旬頃、EVOLUTION JAPAN 証券を通じて、EVO FUND を割当先とする第7回新株予約権の発行及びその行使による資金調達提案、及び、当社の債務削減のための施策（債権者が債権を譲渡し、譲渡先による現物出資による種類株式の引受け（DES）等）に関して、EVO FUND 又はその関連会社が譲渡先として債権を買取る可能性なども含めて、債務超過の解消に向けた資本増強プランを提案いただき、2019年12月13日付の「第三者割当による第7回新株予約権発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、当面の運転資金を確保するため、EVO FUND を割当先として、第三者割当による第7回新株予約権（行使価額の総額288,760千円）の発行を行いました。

その発行後、本日付の「債権者の異動に関するお知らせ」のとおり、当社に対する貸付金債権を債権譲渡により EVO FUND が取得しており、当社は、EVO FUND より、当該債権譲渡の予定があることを前提に、上記の資本増強プランのご提案どおり、当該譲受債権の現物出資による本種類株式の引受け（DES）の提案を受けました。具体的には、当該債権の元本全額である496,205,000円を現物出資頂くことにより、本種類株式を発行することを内容とするものです。

しかしながら、当該 DES のみでは当社の債務超過を解消することができないため、割当予定先からは、更なる資本増強を可能とするため、併せて、本新株予約権を引受けけることを内容とする提案を受けました。すなわち、当社の財務状況及び議決権を持たない本種類株式を引き受けけることに鑑みると、金銭を出資財産とする新株予約権のみにより債務超過解消のために十分な額の出資をすることは困難であるものの、上場株式の現物出資であれば可能であるため、第8回及び第9回新株予約権を引受けたい旨の提案を受けました。

本新株予約権は行使に際して出資される財産の内容により、2種類に分けられており、その理由等については次のとおり説明を受けております。

- DES のみでは債務超過解消に足りない金額については、上場株式である REVOLUTION 株式を現物出資財産とする第9回新株予約権を行使することを想定していること。
- 第8回新株予約権は、行使に際して金銭が払い込まれる内容であるが、仮に現物出資（DES 及び第9回新株予約権の行使）だけでは債務超過が解消できない状況が生じた場合に債務超過解消に足りない金額を調整的に払い込むための行使を想定しており、現物出資（DES 及び第9回新株予約権の行使）によって債務超過が解消できる場合には、第8回新株予約権の行使による金銭の払込みは想定していないこと。

割当予定先からは、従前より、当社の債務削減のための施策（債権者が債権を譲渡し、譲渡先による現物出資による種類株式の引受け（DES）等）に関して、譲渡先として債権を買取る可能性なども含めて、債務超過の解消に向けた資本増強プランを提案いただいていたこと、2020年1月14日に EVO FUND を割当先として第7回新株予約権を発行し、現在までに割当数57,752個のうち15,000個（行使価額の総額75,000千円）を行使していただいたこと等、継続的なサポートを受けております。EVO FUND に提案いただいた本件取組みは債務超過の解消のために必要かつ有効なものであること、他の投資家に同様の提案をしていただくことは難しいこと等から、本件取組みの採用を決め、EVO FUND を割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイ

マン諸島法に基づく免税有限責任会社)であります。割当予定先である EVO FUND は、EVOLUTION JAPAN アセットマネジメント株式会社(東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役 ショーン・ローソン)から案件の紹介や投資に係る情報提供を受け運用されるファンドであり、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社である EVOLUTION JAPAN 証券が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として本件取組みのアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN 証券は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド(Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であります。

(注)本種類株式及び本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員である EVOLUTION JAPAN 証券の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

### (3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本種類株式(本新株予約権の行使により取得するものを含みます。)を原則として長期間保有する意思を有しておらず、状況に応じて適宜、売却や償還請求等を検討するとのことです。本新株予約権は2020年3月末の債務超過解消に必要な範囲で行使することを予定しているとのことです。当社は、本種類株式の譲渡承認を検討する場合には、譲渡先が反社会的勢力でないことを確認する予定です。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①本種類株式の発行における現物出資の対象となる貸付金元本債権496,205,000円につきましては、当社に対する金銭債権であることから、当該財産(当社の債務)の实在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認しました。また、債権の当初債権者から現債権者までの債権譲渡の発生原因及び対抗要件につき、債権譲渡契約及び確定日付のある譲渡通知によって確認しております。

②本新株予約権の払込のための金銭及び第8回新株予約権行使のための金銭については、割当予定先の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2020年1月31日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を受領しており、払込期日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

③第9回新株予約権行使に際して現物出資をするための REVOLUTION 株式会社については、割当予定先の提出している2019年5月17日付の変更報告書により、割当予定先が116,000,000株の REVOLUTION 株式を保有しており、第9回新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に、直近の REVOLUTION 株式の終値基準で必要と想定とされる株式数(第9回新株予約権の行使価額の総額1,249,868,000円を2020年2月28日現在の REVOLUTION 株式の終値30円で除した場合の株数は41,662,267株(1株未満の端数切上げ)となります。)を上回る株数を保有していることを確認しております。

### (5) 株式貸借に関する契約

本件取組みに際し、株式貸借契約の締結又は変更等は予定しておりません。

なお、第7回新株予約権の発行に際しては、当社の2019年12月13日付け「第三者割当による第7回新株予約権発行及び新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、当社代表取締役長澤誠が、EVO FUND に対する貸株を行う株券貸借契約(最大323,600株、貸借期間:2019年12月13日から2021年1月31日、貸借利率:年率1.0%)を締結しておりますが、当該契約では、EVO FUND が第7回株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために借株を売却その他処分しないものとする旨が合意されております。

### (6) その他

本買取契約において以下の内容が合意される予定です。

当社は、割当予定先が本種類株式を保有する限り、割当予定先による事前の書面による承諾を得ることなく、当社の普通株式若しくは種類株式又は普通株式若しくは種類株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行わず、また当社の普通株式又は種類株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行わず、さらに当社の指示により行為するいかなる者をして上記の各行為を行わせない。

但し、上記の制限は、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し、当社のストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本買取契約に基づき本種類株式又は本新株予約権を発行する場合、本新株予約権の行使に基づき当社が当社の種類株式を発行又は交付する場合、第7回新株予約権の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合その他適用法令により必要となる場合については適用されない。

## 7. 募集後の大株主及び持株比率

### (1) 普通株式

株主名	持株比率
長澤 誠	16.60%
株式会社JFLAホールディングス	10.74%
株式会社弘乳舎	8.98%
株式会社グリーンアソシエイツ	3.08%
クレディ・スイス証券株式会社	2.23%
上遠野 俊一	1.90%
カブドットコム証券株式会社	1.44%
メリルリンチ インターナショナル エクイティ デリバティブス (常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	1.13%
山浦 浩	1.03%
荻野 恭子	1.03%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。  
 2. 募集前の大株主構成は2019年9月30日時点の株主名簿を基に記載しております。  
 3. 2020年2月17日付で提出された大量保有報告書(変更報告書)において、EVO FUNDが2020年2月7日現在で956,300株の当社普通株式を保有している旨が記載されているものの、当社として本日時点における実質所有株式数は確認できておりません。またEVO FUNDは、第7回新株予約権の行使により取得している上記の当社普通株式については売却する方針であり、長期保有は約されておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。  
 4. 本種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

### (2) 本種類株式

株主名	持株比率
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	100.00%

- (注) 本種類株式は、株主総会における議決権がなく、また当社普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社普通株式の希薄化は生じないため、当社普通株式の持株比率の変更はありません。

## 8. 今後の見通し

本件取組みによる業績への影響については、現在、本種類株式の償還等があり得ることも踏まえて事業計画の策定を進めており、当該事業計画の策定が完了次第速やかにお知らせいたします。

す。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件取組みは、希薄化を伴わないことから、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
売上高(千円)	1,619,454	1,104,952	1,221,914
営業利益(千円)	▲506,800	▲537,270	▲751,507
経常利益(千円)	▲589,029	▲568,038	▲779,248
当期純利益(千円)	▲591,154	▲586,288	▲795,782
1株当たり当期純利益 (円)	▲499.45	▲390.98	▲410.50
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	87.87	1.12	▲397.72

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(本日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,449,629株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	4,328,300株	125.47%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0株	0.00%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	0株	0.00%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始 値	960円	748円	639円
高 値	1,388円	923円	705円
安 値	650円	605円	290円
終 値	750円	640円	412円

② 最近6か月間の状況

	2019年 9月	10月	11月	12月	2020年 1月	2月
始 値	369円	371円	377円	345円	276円	230円
高 値	409円	384円	378円	359円	315円	360円
安 値	369円	350円	336円	273円	225円	199円
終 値	377円	377円	347円	275円	236円	228円



③ 発行決議日前営業日における株価

2020年2月28日	
始 値	258 円
高 値	265 円
安 値	228 円
終 値	228 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による株式の発行

払 込 期 日	2017年11月29日
資 金 調 達 の 額	199,990,800 円
発 行 価 額	657 円
当 該 募 集 に よ る 発 行 株 式 数	304,400 株
募 集 後 に お け る 発 行 株 式 数	1,775,923 株
割 当 先	株式会社アスラポート・ダイニング（以下「アスラポート・ダイニング」といいます。）
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	(a)新製品企画開発投資（90 百万円） (b)-①通販チャネル再構築投資-M&A（200 百万円） ②通販チャネル再構築投資-製品開発・プロモーション費用（70 百万円） ③通販チャネル再構築投資-ポータルサイト投資費用（10 百万円） ④通販チャネル再構築投資-通販サイト運用費用（20 百万円） (c)プロモーションイベント開催投資（50 百万円） (d)-①海外事業開発投資（台湾）-販売プロモーション費用（35 百万円） ②海外事業開発投資（台湾）-直営店、FC展開費用（90 百万円） ③海外事業開発投資（台湾）-新製品販売プロモーション（25 百万円） ④海外事業開発投資（タイ）-店舗出店費用（45 百万円） ⑤海外事業開発投資（タイ）-販売プロモーション（45 百万円） ⑥海外事業開発投資（タイ）-新製品開発費用（60 百万円） (e)機能性分析投資（45 百万円） (f)-①アグロフォレストリー関連事業投資 - カカオ豆加工工場（85 百万円） ②アグロフォレストリー関連事業投資-増産関連費用（20 百万円）

	<p>円)</p> <p>但し、金額は第2回転換社債型新株予約権付社債及び第6回新株予約権による調達資金額を合算したもの。</p>
発行時における支出予定時期	<p>(a)新製品企画開発投資：2017年11月～2020年3月</p> <p>(b)-①通販チャネル再構築投資-M&amp;A：2017年11月～2020年3月</p> <p>②通販チャネル再構築投資-製品開発・プロモーション費用：2017年11月～2020年3月</p> <p>③通販チャネル再構築投資-ポータルサイト投資費用：2017年11月～2018年3月</p> <p>④通販チャネル再構築投資-通販サイト運用費用：2017年11月～2021年3月</p> <p>(c)プロモーションイベント開催投資：2018年1月～2023年3月</p> <p>(d)-①海外事業開発投資（台湾）-販売プロモーション費用：2017年11月～2020年3月</p> <p>②海外事業開発投資（台湾）-直営店、FC展開費用：2018年4月～2020年3月</p> <p>③海外事業開発投資（台湾）-新製品販売プロモーション：2017年11月～2020年3月</p> <p>④海外事業開発投資（タイ）-店舗出店費用：2018年1月～2020年3月</p> <p>⑤海外事業開発投資（タイ）-販売プロモーション：2018年1月～2020年3月</p> <p>⑥海外事業開発投資（タイ）-新製品開発費用：2018年4月～2020年3月</p> <p>(e)機能性分析投資：2017年11月～2020年3月</p> <p>(f)-①アグロフォレストリー関連事業投資 - カカオ豆加工工場：2018年4月～2020年3月</p> <p>②アグロフォレストリー関連事業投資-増産関連費用：2017年11月～2020年3月</p>
現時点における充当状況	<p>(a)新製品企画開発投資（3,233,946円）</p> <p>(b)-③通販チャネル再構築投資-ポータルサイト投資費用（2,820,000円）</p> <p>④通販チャネル再構築投資-通販サイト運用費用（10,246,834円）</p> <p>(d)-②海外事業開発投資（台湾）-直営店、FC展開費用（14,450,092円）</p>

	(e)機能性分析投資 3,808,634 円 運転資金 (165,431,294 円)
--	--

・第三者割当による第2回転換社債型新株予約権付社債

払 込 期 日	2017年11月29日
調 達 資 金 の 額 ( 差 引 手 取 概 算 額 )	93,500,000円
転 換 価 額	657円
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	1,471,523株
割 当 先	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社 (以下「マイルストーン社」といいます。)
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	152,207株
現 時 点 に お け る 転 換 状 況	152,207株
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	上記「第三者割当による株式の発行」と同じ
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	上記「第三者割当による株式の発行」と同じ
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	運転資金 (93,500,000円)

・第三者割当による第6回新株予約権の発行

割 当 日	2017年11月29日
発 行 新 株 予 約 権 数	181個
発 行 価 額	総額3,837,200円 (新株予約権1個当たり21,200円)
発 行 時 に お け る 調 達 予 定 資 金 の 額	598,422,200円
割 当 先	アスラポート・ダイニング : 121個 マイルストーン社 : 60個
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	1,471,523株
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数 : 905,000株

現時点における 行使状況	行使済株式数 20,000株（残新株予約権数0個） 第6回新株予約権は4個が行使され、2019年10月29日にて、残存新株予約権177個全ての新株予約権を当社が取得し、取得後直ちに消却済みです。
現時点における 調達した資金の額	13,224,800円
発行時における 当初の資金使途	上記「第三者割当による株式の発行」と同じ
発行時における 支出予定時期	上記「第三者割当による株式の発行」と同じ
現時点における 充当状況	運転資金（13,224,800円）

・第三者割当による第7回新株予約権の発行

割当日	2020年1月14日
発行新株予約権数	57,752個
発行価額	総額577,520円（新株予約権1個当たり10円）
発行時における 調達予定資金の額	289,337,520円
割当先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	1,949,629株（2019年9月30日現在）
当該募集による 潜在株式数	潜在株式数：5,775,200株
現時点における 行使状況	行使済株式数 1,500,000株（残新株予約権数42,752個）
現時点における 調達した資金の額	75,000,000円
発行時における 当初の資金使途	(a)EVO FUNDの関連会社からの借入金の返済（100百万円） (b)運転資金（179百万円） （主な内訳） ①販売費及び一般管理費経費（人件費除く）の支払（100百万円） ②従業員給与等（人件費）の支払（50百万円） ③トメアス総合農業協同組合（買掛金）に対する支払（29百万円）
発行時における 支出予定時期	2020年1月～2021年1月

現時点における 充当状況	具体的な用途	金額 (百万円)
	(a) EVO FUNDの関連会社からの借入金の返済	20
(b) 運転資金 (主な内訳)	55 (主な内訳)	
①販売費及び一般管理費経費(人件費除く)の支払	17	
②従業員給与等(人件費)の支払	14	
③トメアス総合農業協同組合(買掛金)に対する支払	24	

(別紙1)

## 株式会社フルッタフルッタ

### A種種類株式発行要項

1. 株式の名称  
株式会社フルッタフルッタA種種類株式（以下、「A種種類株式」という。）
2. 募集株式の数  
2,571株
3. 募集株式の払込金額  
1株につき193,000円
4. 増加する資本金及び資本準備金
  - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 払込金額の総額  
496,203,000円
6. 払込期日  
2020年3月17日
7. 発行方法  
第三者割当の方法により、全てのA種種類株式をEVO FUNDに割り当てる。
8. 出資の目的となる財産の内容及び価額  
金銭以外の財産を出資の目的とすることとし、出資財産の内容及び価額は以下のとおりとする。  
EVO FUNDが本会社に対して有する以下の貸付金債権のうち元本総額である496,205,000円に相当する債権  
当該財産の価額 金496,205,000円  
債権の表示：2012年8月29日付特殊当座貸越契約書（その後の変更を含む。）に基づく貸付金債権  
元本           ：総額496,205,000円  
返済期日       ：2019年11月30日  
利息           ：年利 1.475%  
弁済方法       ：期日一括弁済
9. 剰余金の配当
  - (1) A種優先配当金  
本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金

の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、下記 17. (1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、それぞれの半期事業年度末毎に下記算式により算定される年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。

$$\text{A種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（6か月物）} + 2.5\%$$

「日本円 TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日）（以下、「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円 TIBOR（6か月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日（当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR 6か月物（360日ベース））として、インターコンチネンタル取引所（ICE）によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR（6か月物）に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（下記(4)に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がA種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額（以下、「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記17.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

## 10. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

本公司は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記17.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株あたりの払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### (2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

### (3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記9.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

## 11. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。



## 12. 金銭を対価とする取得請求権

### (1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2022年1月10日以降、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。）（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ本会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

### (2) 償還請求受付場所

東京証券代行株式会社 証券代行部

### (3) 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

## 13. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、2021年1月10日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、本会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本13.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未

払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。なお、A種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

14. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

本会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

16. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 本会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 本会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 本会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

17. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、及び普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主とあわせて「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

18. 種類株主総会

本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

19. 単元株式数

A種種類株式につき1株とする。

20. 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数

本会社の発行可能株式総数は、779万株8516株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式 779万8516株

A種種類株式 584万8887株

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他A種種類株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員CEOに一任する。

以上

(別紙2)

## 株式会社フルッタフルッタ第8回新株予約権

### 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第8回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 226,660 円(本新株予約権 1 個当たり 35 円)
3. 申込期日 2020 年 3 月 17 日
4. 割当日及び払込期日 2020 年 3 月 17 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社 A 種種類株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 6,476 株(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は 1 株とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 6,476 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 35 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社 A 種種類株式を交付(当社 A 種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社 A 種種類株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。))は、193,000 円とする。
10. 行使価額の調整
  - (1) 次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済 A 種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - (2) 行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
  - (3) 行使価額の調整については、円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。
  - (4) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日

までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間  
2020年3月17日(当日を含む。)から2025年3月17日(当日を含む。)までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由  
本新株予約権に取得事由は存在しない。
14. 新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により当社A種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法
  - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。
  - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第18項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
  - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
17. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
18. 行使請求受付場所 株式会社フルッタフルッタ 経営管理部
19. 払込取扱場所 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社 本店
20. その他
  - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
  - (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員 CEO に一任する。

(別紙3)

## 株式会社フルッタフルッタ第9回新株予約権

### 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社フルッタフルッタ第9回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 984,352 円(本新株予約権 1 個当たり 152 円)
3. 申込期日 2020 年 3 月 17 日
4. 割当日及び払込期日 2020 年 3 月 17 日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社 A 種種類株式とする。
  - (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 6,476 株(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は 1 株)とする。なお、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数 6,476 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 152 円
9. (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。  
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社 A 種種類株式を交付(当社 A 種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社 A 種種類株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、193,000 円とする。
10. 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際して出資する旨並びに当該財産の内容及び価額  
各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、以下の算式で計算される数の本新株予約権者の保有する株式会社 REVOLUTION の普通株式(証券コード:8894、以下「REVOLUTION 株式」という。)とする。  
$$\frac{[\text{同時に行使された新株予約権の個数} \times \text{行使価額} \div \text{REVOLUTION 株式終値}]}{1 \text{ 未満端数切上げ}} \div \text{同時に行使された新株予約権の個数}$$
  
上記算式における「REVOLUTION 株式終値」とは、本新株予約権の行使請求の効力が生じる日の東京証券取引所における REVOLUTION 株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)をいう。  
上記算式に従って計算された、各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げる。
11. 行使価額の調整
  - (1) 次に掲げる場合、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 資本金の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会

社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

- ② その他当社の発行済 A 種種類株式の価値に影響を与える可能性のある事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

(2) 行使価額の調整により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(3) 行使価額の調整については、円位未満小数第三位まで算出し、その小数第三位を四捨五入する。

(4) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2020 年 3 月 17 日(当日を含む。)から 2025 年 3 月 17 日(当日を含む。)までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

本新株予約権に取得事由は存在しない。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社 A 種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第 12 項に定める行使期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所に必要な事項を定めた通知をしなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、第 19 項記載の行使請求受付場所に前号の通知をし、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全てにつき、当社にその所有権を移転させるものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する通知が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全てにつき、当社への所有権が移転した日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所 株式会社フルッタフルッタ 経営管理部

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長執行役員 CEO に一任する。